

4-6				
主題	「様々な課題を抱える高齢者の行き場」調査			
副題	東京の高齢者課題と入所施設の役割についての考察			
キーワード 1	大都市	キーワード 2	課題	研究(実践)期間 12ヶ月

法人名・事業所名	社福)東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会 生活相談員研修委員会 SWV検討小委員会			
発表者(職種)	長谷川健太(生活相談員)、渡邊昇吾(生活相談員)			
共同研究(実践)者	荘司岳志(生活相談員)、福原見奈(生活相談員)、工藤章子(生活相談員)、他			

電話	03-3268-7172	FAX	03-3268-0635
----	--------------	-----	--------------

事業所紹介	東京都高齢者施設福祉協議会において、東京都内の特養、及び養護の生活相談員で構成される小委員会である。様々な制度や施設の実態調査の結果から、ソーシャルアクションを主として活動を行っている。これまでの調査報告として、2017年「軽度者の入所実態調査」「入所待機者の実態調査」報告がある。
-------	---

### 《1. 研究(実践)前の状況と課題》

東京都は令和2年までに特別養護老人ホーム約40か所の設置を計画し整備するとしている。一方で特別養護老人ホーム(以下=特養)では入所待機者の減少が深刻化し、入所者確保が課題とされている。とりわけ日常継続支援加算の算定要件である要介護度4の入所者確保が難しく、施設間で入所者の「奪い合い」も起こっているという。特養整備が進む中、平成27年度介護保険法改正により、特養は居宅での生活が困難な中重度の高齢者を支える機能に重点化が図られ、入所要件が原則要介護度3以上と厳格化されたことが待機者減少の要因であろう。特養の入所待機者は約36万人と急減した。その一方で軽度者と呼ばれる要介護度1,2の高齢者、認知症やなんらかの課題を抱える高齢者が制度要件により入所できず「行き場のない高齢者」となっている。このことはお泊りデイの長期利用や設置を届け出していない施設が多く利用されていることから推察できる。高齢者の住まいの実態と、抱える課題を「行き場」から調査し、浮き彫りにすることは大都市東京の高齢者問題を特養整備や入所待機者の問題についてアプローチすることを目的として調査を実施した。

### 《2. 研究(実践)の目的ならびに仮説》

当委員会では行き場が見つからない、若しくは行き場がなく、やむを得ず現在利用しているサービスについてアンケートを実施。困難ケースなどの相談窓口となっている地域包括支援センター支援者の声を聞き、大都市の高齢者が抱える課題を明確化する。同時に特養入所に何が課題となっているのか、特別養護老人ホームの役割と機能について考察することで現行の制度に対するソーシャルアクションに繋げていくことを目的とする。

### 《3. 具体的な取り組みの内容》

東京都内の地域包括支援センター449事業所を対象に調査書を配布。調査実施の結果、226事業所より回答を得た。回収率は50.3%。有効回答率は49.5%。東京都内の地域包括支援センターの約半数がア

ンケートに回答している。アンケート設問の他に地域包括支援センター職員による自由記述の回答をテキストマイニングにて分析、地域包括支援センター職員へのヒアリング調査も実施した。本調査アンケート開始は平成 30 年 11 月 22 日～平成 30 年 12 月 14 日、調査方法は郵送による悉皆調査で実施した。回収した調査結果についてはカテゴリに分けてクロス集計を実施。

#### 《4. 取り組みの結果》

アンケート調査の結果から、222 事業所（無回答 4）のうち 78 事業所がお泊りデイを長期間利用している結果となった。国のガイドラインにおいて本来お泊りデイは緊急的、短期的の利用とされている。加えて、在宅生活継続が困難となった高齢者の入所を検討する際に課題となっている回答は経済的課題への対応が 144 件と多かった。次いで身元引受人がないことが「行き場」を探すことで弊害になっているという回答が挙がっている。身元引受人がないことで入所施設だけでなく、一般的な住まいの確保までも困難となっている大都市東京ゆえの課題が明らかとなった。一方自由記述における分析では調査結果から①高齢者自身が抱える問題。②社会的要因との 2 つのカテゴリに分けて分類を行った。この課題に対して①制度への働きかけ②サービス提供者に求められる今後についてが抽出される結果となった。

#### 《5. 考察、まとめ》

高齢者課題は大都市の課題である。今回の「行き場」における調査から、高齢者が抱える大都市の高齢者課題が明らかとなった。かつて特養は国民年金モデルの施設とされており比較的安価であった。しかし、ユニット型特養の料金設定や度重なる介護保険法改正による平成 30 年 8 月からの 3 割負担導入により、その経済的負担から特養入所ができない高齢者や、経済的な問題を抱えている高齢者が「行き場」を見つけることが困難であることが調査結果から明らかとなった。同時に住まいを探す時に身元引受人がないことで苦慮することが課題として挙がっている。そして、現行の制度において、要介護度 1, 2 の軽度者の多くは施設入所できず、やむを得ずお泊りデイなどの長期間利用をしているという実態が自由記述における分析からわかった。要介護度だけではニーズは拾えない。軽度者であっても施設入所を必要とする高齢者は存在する。本来特養は介護のみを提供するのではなく、制度からこぼれ落ちる高齢者や、生活課題を抱える高齢者のセーフティネットとしての役割をも担っている。調査を通じて特養を取り巻く現状を明らかにし、大都市東京の高齢者が抱える課題に対し、声を挙げていかなければならないと考える。

#### 《6. 倫理的配慮に関する事項》

なお、本研究(実践)発表を行うにあたり、ご本人、事業所に口頭にて確認をし、本発表以外では使用しないこと、それにより不利益を被ることはないことを説明し、回答をもって同意を得たこととした。

#### 《7. 参考文献》※記載しきれず、当日資料等にて掲載予定

総務省「国勢調査」

社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 29 年 4 月）

東京都政策企画局による推計（平成 28 年 12 月）

東京都における特別養護老人ホームへの入所申し込み等に関する調査（基準日：平成 28 年 4 月 1 日）

#### 《8. 提案と発信》

調査結果から、特養整備が進む一方で軽度者（要介護度 1, 2）の行き場を探すことが課題となっている。現行の制度では軽度者に対しての入所支援が十分にできていない。私たちソーシャルワークヴィジョン検討小委員会は足かせとなっている日常生活継続支援加算の要件の見直し及び、特養の入所基準の緩和を求める。